

【令和6年8月版】

# 自己点検シート

(人員・設備・運営編)

生活支援通所サービス

事業所番号： 33

事業所名：

点検年月日：令和 年 月 日( )

点検担当者：



確 認 事 項	適	否	根拠【岡山市規則】・確認書類
<b>第1 基本方針 (第1号通所事業)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 第1号通所事業の事業運営の方針は、「その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援又は機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない」という基本方針に沿ったものとなっているか。</li> </ul>	適	否	(岡山市規則第15号) 第4条 ・運営規程
	適	否	・パンフレット等

確 認 事 項	適	否	根拠【岡山市規則】・確認書類
<p>第2 人員に関する基準</p> <p>1 従業者の員数等</p> <p>(1) <b>介護職員</b> ①生活支援通所サービスの単位ごとに、提供時間数に応じて、専ら当該指定生活支援通所サービスの提供にあたる介護職員を確保しているか。</p> <p><b>※提供時間数</b> 当該単位における平均提供時間数</p> <p><b>利用者ごとの提供時間数の合計÷利用者数</b></p> <p><b>※単位ごとに確保すべき介護職員の勤務延時間数</b></p> <p>ア) 利用者数が15人まで 単位ごとに確保すべき勤務延時間数=平均提供時間数</p> <p>イ) 利用者数16人以上</p> <p><b>単位ごとに確保すべき勤務延時間数=((利用者数-15)÷5+1)×平均提供時間数</b></p>	適	否	(岡山市規則第15号) 第7条第1項第1号
<p>②生活支援通所サービスの単位ごとに<b>常時1名以上の配置が必要</b>。</p> <p>※利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定生活支援通所サービスの単位の介護職員等として柔軟な配置を行うことが可能。</p> <p>(2) <b>運動指導員</b> 1以上 (常勤要件や資格要件はない) ※常勤要件はないが、サービス提供時間を通じた配置は必要</p> <p>※市が示す運動プログラム等による機能訓練をサービス提供時間のうち30分程度実施できているか。</p>	適	否	(岡山市規則第15号) 第7条第2, 3項
<p>2 管理者</p> <p>(1) <b>専らその職務に従事する管理者か</b> (資格要件はなし)。 ただし、<b>管理上支障がない</b>場合は、①又は②との兼務可。</p> <p>①当該事業所の他の職務 (生活支援通所サービス従業者)</p> <p>②同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務=管理業務とする。</p> <p>※兼務する職務が当該事業所の管理業務と同時並行的に行えない場合は不可。 (緊急時に自ら現場に駆け付けられること)</p> <p>※兼務不可の例 =生活支援通所サービス管理者と訪問介護員 (専従) =生活支援通所サービス管理者と入所施設看護職員 (専従) =他の法令で「専任」を求められている職</p>	適	否	(岡山市規則第15号) 第8条
<p>第3 設備に関する基準</p> <p>* 指定生活支援通所サービス事業者が指定 (地域密着型) 通所介護事業者又は指定介護予防通所サービス事業者の指定を併せて受け、事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定生活支援通所サービス介護の設備に関する基準を満たすことをもって、設備基準を満たしていることとみなすことができる。</p>			(岡山市規則第15号) 第9条第6項
<p>1 設備の基準</p> <p>(1) ①<b>機能訓練室等</b> (食堂がある場合はそれも含む) 、便所、洗面設備、事務室、相談を行う場所及び静養を行う場所があるか。</p> <p>②消火設備その他の非常災害に必要な設備があるか。</p> <p>・消防法その他法令等に規定された設備を設置しているか。</p>	適 適 適	否 否 否	(岡山市規則第15号) 第9条第4項 ・平面図

確 認 事 項	適	否	根拠【岡山市規則】・確認書類
<p>③その他生活支援通所サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食事提供がある場合は、厨房設備が整備されているか。 (併設施設との共用や委託実施も可能)</li> <li>・送迎用車両が整備されているか。</li> </ul> <p>④建物・設備は高齢者向けのものとなっているか。 ※手すり、スロープ等の設置</p>	適 適 適 適	否 否 否 否	・平面図 ・委託契約書 ・備品台帳
<p>(2) 設備基準を満たしているか。</p> <p>①機能訓練室等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・合計面積が、<b>内法（内寸）で3m<sup>2</sup>×利用定員以上</b>あるか。</li> <li>・狭隘な部屋を多数設置したものとなっていないか。</li> </ul> <p>②相談を行う場所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遮蔽物の設置等により、相談の内容が漏えいしないよう配慮されているか。</li> </ul> <p>③静養を行う場所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遮蔽物の設置等により、安静に静養が行われるよう配慮されているか。</li> </ul> <p>④便所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者が使用するのに適したものとすること。</li> </ul>	適 適 適 適	否 否	(岡山市規則第15号) 第9条第5項
<p>(3) 設備の専用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備は、専ら第1号通所事業の用に供するものか。 利用者に対する第1号通所事業の提供に明らかに支障がない場合に限り、他の事業と兼用が可能。</li> </ul>	適	否	(岡山市規則第15号) 第9条第7項
<p><b>第4 運営に関する基準</b></p> <p><b>1 内容及び手続の説明及び同意</b></p> <p>(1) あらかじめ、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。 当該同意は書面によって確認されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重要事項を記した文書は分かりやすく、不適切な事項や記載漏れはないか。</li> </ul> <p>※文書の交付に代えて、利用者又はその家族の承諾を得て、電磁的方法により提供することができる。</p> <p><b>※重要事項最低必要項目</b></p> <p>①運営規程の概要 ②従業者の勤務体制 ③事故発生時の対応 ④苦情処理の体制【関連32(1)】 ⑤その他サービスを選択するために必要な重要事項</p>	適	否	(岡山市規則第15号) 第10条
<p><b>2 提供拒否の禁止</b>                      事例の有・無</p> <p>* 正当な理由なくサービスの提供を拒んでいないか。</p> <p><b>※正当な理由の例</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①事業所の現員からは利用申込に応じきれない。</li> <li>②利用申込者の居住地が通常の事業の実施地域外である。</li> <li>③適切な生活支援通所サービスを提供することが困難である。</li> </ul> <p>*要支援認定等や所得を理由にサービスの提供を拒否していないか。</p>	適 適 適 適 適	否	(岡山市規則第15号) 第11条
	適	否	

確認事項	適	否	根拠【岡山市規則】・確認書類
<b>3 サービス提供困難時の対応</b> 事例の有・無 ＊ 介護予防支援事業者等への連絡、適当な他の事業者等の紹介をしているか。	適	否	(岡山市規則第15号) 第12条
<b>4 受給資格等の確認</b> 事例の有・無 (1) サービス提供を求められた場合、以下 <b>の要件を被保険者証によって確認</b> しているか。 ①被保険者資格 ②要支援認定等の有無 ③要支援認定等の有効期間 ・確認した後は、利用者へ被保険者証を返却しているか。	適	否	(岡山市規則第15号) 第13条
	適	否	・利用者に関する記録 (フェイスシート等)
(2) 認定審査会意見が記載されている場合は、当該意見に配慮したサービスを提供するよう努めているか。 事例の有・無	適	否	
<b>5 要支援認定等の申請に係る援助</b> (1) 要支援認定等を受けていない場合は、説明を行い、必要な援助を行っているか。 ※ 必要な援助=既に申請が行われているかどうか確認し、申請をしていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて、申請を促すこと。 〔介護予防支援等が利用者に対し行われていないケース〕 (2) 更新の申請は、有効期間の終了する60日前から、遅くとも30日前にはなされるよう必要に応じて援助を行っているか。 (3) (1)(2)の申請等に際し、第1号通所事業の利用を希望する者に対して、その者の実態と異なる基本チェックリストの記入の誘導等を行っていないか。	適	否	(岡山市規則第15号) 第14条
<b>6 心身の状況等の把握</b> 事例の有・無 ＊ サービス担当者会議等 <b>(本人や家族との面談)</b> を通じて、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の福祉サービス等の利用状況の把握に努めているか。	適	否	(岡山市規則第15号) 第15条
			・サービス担当者会議の要点の記録
<b>7 介護予防支援事業者等との連携</b> 事例の有・無 (1) サービスの提供に当たっては、介護予防支援事業者等、地域包括支援センター又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供するものとの密接な連携を図っているか。 (2) サービスの提供の終了に際して、利用者又はその家族に対して適切な指導を行い、介護予防支援事業者等、地域包括支援センター若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携を図っているか。	適	否	(岡山市規則第15号) 第16条
	適	否	・情報提供の記録 ・指導の記録
<b>8 第1号通所事業費の支給を受けるための援助</b> 〔法定代理受領サービスを受けていないケースがあった場合〕 ＊ 法定代理受領サービスを受ける要件の説明を行っているか。 ※受けるための要件 介護予防支援事業者等に介護予防サービス計画等の作成を依頼することをあらかじめ市町村に届け出て、その介護予防サービス計画等に基づく第1号通所事業を受けること。	適	否	(岡山市規則第15号) 第17条
			・岡山市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則 (岡山市規則第12号) 第14条
<b>9 介護予防サービス計画等に沿ったサービスの提供</b> 事例の有・無 ＊ 介護予防サービス計画等に沿った第1号通所事業を提供しているか。	適	否	(岡山市規則第15号) 第18条
			・第1号通所事業計画書 ・介護予防サービス計画等



確 認 事 項	適	否	根拠【岡山市規則】・確認書類
<b>13 身体的拘束等の禁止</b> (1) 第1号通所事業の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体的拘束等）を行っていないか。 事例の有・無 (2) 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急をやむを得ない理由を記録しているか。 事例の有・無 (3) 身体拘束等の適正化を図るため、指針を整備するとともに、介護職その他従業者に対する研修を定期的に実施する措置を講じている 事例の有・無	適 適 適	否 否 否	(岡山市規則第15号) 第22条
<b>14 保険給付のための証明書の交付</b> 事例の有・無 [法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合] * サービスの内容、費用の額等を記したサービス提供証明書を交付しているか。	適	否	(岡山市規則第15号) 第23条
<b>15 第1号通所事業の基本取扱方針</b> (1) 利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われているか。 (2) 多様な評価の手法を用いて、提供する通所介護の質の評価を行うとともに主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図っているか。 (3) 単に利用者の運動機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的としたサービス提供となっているか。 (4) 利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法により、生活機能の向上又は維持のための機能訓練その他必要なサービスの提供ができているか。 (5) 利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切に働きかけているか。 (6) 必要に応じ、利用者が成年後見制度を活用することができるよう支援しているか。	適 適 適 適 適 適	否 否 否 否 否 否	(岡山市規則第15号) 第41条 •利用者に関する記録 •第1号通所事業計画 •評価を実施した記録
<b>16 第1号通所事業の具体的取扱方針</b> (1) 主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の適切な把握を行っているか。 (2) 管理者は、利用者の心身の状態及び提供するサービスにより必要に応じて生活支援通所サービス計画を作成しているか。 ※生活支援通所サービス計画については、必要に応じて作成すること。 (3) 生活支援通所サービス計画は、既に介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しているか。 (4) 管理者は、生活支援通所サービス計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。 (5) 生活支援通所サービス計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付しているか。 (6) 生活支援通所サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むために必要な支援を行っているか。 (7) サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。	適 適 適 適 適 適 適	否 否 否 否 否 否 否	(岡山市規則第15号) 第42条 •生活支援通所サービス計画書 •介護予防サービス計画書 •同意に関する記録

確認事項	適	否	根拠【岡山市規則】・確認書類
(8) サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術を持って行えているか。	適	否	
(9) 管理者は、生活支援通所サービスの実施の状況の把握（モニタリング）を行った場合は、その結果を踏まえ、必要に応じて生活支援通所サービス計画の変更を行うこと。	適	否	・モニタリングの記録
<b>17 第1号通所事業の提供に当たっての留意点</b> 介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意できているか。 (1) 介護予防支援等におけるアセスメントにおいて把握された課題、第1号通所事業の提供による当該課題にかかる改善状況を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供ができているか。 (2) 利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、18の安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮できているか。 (3) 事業の運営に当たり、市長が示す運動型プログラムに加えて提供する機能訓練サービスは特定の内容に偏することが無いように配慮しているか。	適 適 適	否 否 否	(岡山市規則第15号) 第43条
<b>18 安全管理体制等の確保</b> (1) サービスの提供を行っている時に、利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めているか。 (2) サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備ができているか。 (3) サービスの提供に当たり、事前に脈拍、血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容となっているか。 (4) サービスの提供を行っている時でも、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	適 適 適 適	否 否 否 否	(岡山市規則第15号) 第44条
<b>19 利用者に関する市町村への通知</b> 事例の有・無 ＊ 第1号通所事業を受けている利用者が、次に該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 ①正当な理由なしに第1号通所事業の利用に関する指示に従わないとにより、心身の状態を悪化させた等と認められる。 ②偽りその他不正な行為によって第1号通所事業を受け、又は受けようとした。	適	否	(岡山市規則第15号) 第24条
<b>20 緊急時等の対応</b> ＊ サービス提供時、利用者に病状の急変が生じた場合等は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を、事業所において講じているか。	適	否	(岡山市規則第15号) 第25条、第44条 ・運営規程 ・緊急時対応マニュアル
<b>21 管理者の責務</b> (1) 管理者は、従業員の管理、利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。 (2) 管理者は、従業者に「運営に関する基準」「介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」を遵守させるための指揮命令を行っているか。	適 適	否 否	(岡山市規則第15号) 第26条 ・組織図 ・業務日誌等
<b>22 運営規程</b> ＊ 運営規程に次の①～⑬が記載されているか。 ①事業の目的及び運営の方針 ②従業者の職種、員数及び職務の内容	適 適	否 否	(岡山市規則第15号) 第27条



確認事項	適	否	根拠【岡山市規則】・確認書類
<b>24 業務継続計画の策定等</b> <small>(令和6年3月31日までの努力義務、令和6年4月1日より義務化)</small>			(岡山市規則第15号) 第28条の2
(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。	適	否	
(2) 従業者に対して、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。	適	否	
(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	適	否	
<b>※未策定（かつ感染症予防の指針及び非常災害計画の策定ない場合）の減算は令和6年4月からの対象になる。（緑P465問166）</b>			
<b>※令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない</b>			・感染症対策指針 ・非常災害対策指針
<b>25 定員の遵守</b> <small>* 利用定員は守られているか。 (ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は可)</small>	適	否	(岡山市規則第15号) 第29条  ・利用者名簿 ・運営規程 ・業務日誌
<b>26 非常災害対策</b>			(岡山市規則第15号) 第30条
(1) 第1号通所事業所が立地する地域の自然条件等を踏まえ、想定される非常災害の種類ごとに、その規模及び被害の程度に応じた非常災害への対応に関する具体的計画を策定しているか。 また、非常災害時の関係機関への通報及び関係者との連携の体制を整備し、それらの内容（25(2)において「計画等」という。）を定期的に従業者に周知しているか。	適	否	
(2) 事業所の見やすい場所に、計画等の概要を掲示しているか。	適	否	
(3) 非常災害に備えるため25(1)の計画に従い、避難又は救出に係る訓練その他必要な訓練を、その実効性を確保しつつ、定期的に行っているか。	適	否	・訓練記録 ・非常災害時の連絡体系図等
(4) 非常災害時における利用者等の安全の確保が図られるよう、あらかじめ、近隣の自治体、地域住民、他の第1号通所事業者その他の保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者等と相互に支援及び協力をうための体制の整備に努めているか。	適	否	
(5) 非常災害時において、高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者の受け入れに努めているか。 【防火管理者の選任義務がある防火対象物＝収容人員（従業者と利用者数を合算）が30人以上】	適	否	消防法第8条 消防法施行令 別表第1(6)ハ 老人福祉施設(老人デイサービスセンター)に該当
* 消防計画があるか。消防計画を届け出ているか。	適	否	・消防計画
* 消防計画の策定及び消防業務の実施は、防火管理者が行っているか。 ・延べ面積300m <sup>2</sup> 以上＝甲種防火管理講習修了者 ・延べ面積300m <sup>2</sup> 未満＝甲種又は乙種防火管理講習修了者	適	否	・防火管理者選任届

確 認 事 項	適	否	根拠【岡山市規則】・確認書類
【防火管理者の選任不要=収容人員（従業者と利用者数を合算）が30人未満】			
* 防火管理について責任者を定め、消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせているか。	適	否	・消防計画に準ずる計画
<b>27 衛生管理等</b>			(岡山市規則第15号) 第31条
(1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水の衛生管理をしているか。	適	否	・受水槽の清掃記録
(2) 食中毒及び感染症が発生、まん延しないよう必要な措置を講じているか。 ・必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保っているか。 ・インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、別途通知による適切な措置を講じているか。 * 循環式浴槽の場合、適切な管理を行っているか。 ・空調設備等により施設内の適温の確保に努めているか。	適 適 適 適 適 適	否 否 否 否 否 否	・衛生マニュアル ・食中毒、感染症の対策記録 ・研修記録、指導記録 【老人福祉関係法令通知集・第6節参照】 ・レジオネラ属菌の検査結果 ・消毒、換水、清掃などの記録
(3) 感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じているか。  (令和6年3月31日までの努力義務、令和6年4月1日より義務化) ①感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。 ②感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。 ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施しているか。			(岡山市規則第15号) 第31条
<b>28 掲示</b>			(岡山市規則第15号) 第32条
(1) 重要事項を利用申込者等が見やすい場所に掲示しているか。 ※掲示が困難な場合には、利用者等誰もが閲覧できるように、ファイル等に入れて、受付コーナー、相談を行う場所等に立てかけておくことでも差し支えない。	適	否	・重要事項説明書
(2) 掲示事項はすべて掲示されているか。 ①運営規程の概要 ②従業者の勤務の体制 ③苦情に対する措置の概要 ④利用料及びその他費用の額 * 掲示すべき内容は、重要事項説明書と同じ。 * 掲示事項の内容、実際に行っているサービス内容、届け出ている内容が一致しているか。	適 適 適 適 適 適 適 適	否 否 否 否 否 否 否 否	・運営規程
(3) 重要事項等の情報（重要事項、居室及び食堂の広さ、届出事項、特別な食事に係る内容、料金等）をウェブサイト（法人ホームページ等又は情報公表システム上）に掲載・公表しなければならない。 (令和7年度より義務化)	適	否	

確 認 事 項	適	否	根拠【岡山市規則】・確認書類
<b>29 密密保持等</b> (1) 業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持のため、必要な措置を講じているか。 ・ 利用者の個人記録の保管方法は適切か。	適 適	否 否	(岡山市規則第15号) 第33条 ・ 就業規則（服務） ・ 個人情報の保管場所
(2) 従業者が退職した後においても、必要な措置を講じているか。 (例えば、従業者の雇用時等に取決めなどの措置を行っている	適 適	否 否	・ 従業者の雇用時等の取り決め
(3) サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。	適	否	・ 個人情報の同意書 (利用者、家族)
<b>30 広告</b> * 虚偽又は誇大な内容の広告となっていないか。 * 広告の内容が、施設の概要や運営規程と異なる点はないか。	適 適	否 否	(岡山市規則第15号) 第34条 ・ 広告 ・ パンフレット
<b>31 介護予防支援事業者等に対する利益供与の禁止</b> * 介護予防支援事業者等又はその従業者に対し、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	適	否	(岡山市規則第15号) 第35条
<b>32 苦情処理</b> (1) 苦情を受け付けるための窓口があるか。 ・ 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等が定められているか。 ・ 苦情に対する措置の概要について重要事項説明書に記載するとともに事業所に掲示し、かつウェブサイトへ掲載しているか。 ・ 利用申込者又はその家族に適切に説明しているか。	適 適 適	否 否 否	(岡山市規則第15号) 第36条 ・ 苦情を処理するため に講ずる措置の概要 ・ 重要事項説明書 ・ 掲示
(2) 苦情を受け付けた場合には、苦情の内容等を記録しているか。 また、記録は5年間保存しているか。 事例の有・無 ・ 苦情に対して速やかに対応しているか。 ・ 苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。	適 適 適 適	否 否 否 否	・ 苦情記録
(3) 市町村が行う調査に協力し、指導又は助言を受けた場合に必要な改善を行っているか。 事例の有・無	適	否	
(4) 市町村からの求めがあった場合には、(3)の改善内容を市町村に報告しているか。 事例の有・無	適	否	
(5) 国保連が行う調査に協力し、指導又は助言を受けた場合に必要な改善を行っているか。 事例の有・無	適	否	
(6) 国保連からの求めがあった場合には、(5)の改善内容を国保連に報告しているか。 事例の有・無	適	否	
<b>33 地域との連携</b> 事例の有・無 (1) 利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業（介護相談員派遣事業）を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めているか。	適	否	(岡山市規則第15号) 第37条
(2) 市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業にも協力するよう努めているか。	適	否	



確 認 事 項	適	否	根拠【岡山市規則】・確認書類
事例の有・無  (2)交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもののうち、書面で行うことが想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができる。 事例の有・無	適	否	
第5 変更の届出等  * 変更の届出が必要な事項については、適切に届け出されている ・事業所の専用区画は届け出ている区画と一致しているか。 ・管理者は届け出ている者と一致しているか。 ・運営規程は届け出ているものと一致しているか。 ・変更の届出は変更後10日以内に行っているか。	適 適 適 適 適	否 否 否 否 否	(岡山市規則第13号) 第7条  ・届出書類の控 ・平面図 ・従業者の勤務一覧表 ・運営規程
第6 介護給付費の算定及び取扱い  1 基本的事項 (1) 所定単位数により算定されているか。  (2)別表第1に規定する1単位の単価に、別表第4に規定する単位数を乗じて算定されているか。 (1単位=10.14円)  (3) 1円未満の端数を切り捨てているか。  * [基本単位及び加算については、介護報酬編により自己点検]	適 適 適	否 否 否	(岡山市介護予防日常生活支援総合事業における指定第1号事業に要する費用の額の算定に関する要綱)  ・介護給付費請求書  及び明細書